

様式 1 公表されるべき事項

別 添

独立行政法人日本貿易振興機構(法人番号2010405003693)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援や、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することが求められる。役員には国際機関や国内外要人との会談・折衝のために必要な知識と経験、語学力や交渉力等の資質、通商政策や国内外情勢への精通等が不可欠である。

報酬の支給水準の設定にあたっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、当機構の職務の特性や国家公務員等の報酬・給与を勘案している。

なお、独立行政法人日本貿易振興機構役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という)において、令和6年度の本俸月額は理事長1,110,000円、副理事長956,000円、理事825,000円、監事747,000円と定めている。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

経済産業大臣からの評価を受け(右記参照)、理事長の業績給の額を決定する。その他役員の業績給の額は、経済産業大臣の評価結果及び役員としての業務に対する業績評価をそれぞれ30%及び70%の割合で勘案し、右記を準用して理事長が決定する。

なお、監事については、業績連動は不相当であるためB評価に固定しており、業績評価は勘案していない。

S評価	200/100
A評価	150/100
B評価	100/100
C評価	50/100
D評価	0/100

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

・基本俸給は月例支給額(1,110,000円)に地域付加額(222,000円)を加算して得た額としている。

・賞与は、(月例支給額+地域付加額)×100分の164に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

・業績給は、月例支給額に100分の283を乗じて得た額に、経済産業大臣の評価結果(上記②参照)に則した割合を乗じて得た額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和6年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の161から100分の164へ、業績給における係数を100分の280から100分の283へ変更した。

副理事長

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

- ・基本俸給は月例支給額(956,000円)に地域付加額(191,200円)を加算して得た額としている。
- ・賞与は、(月例支給額＋地域付加額)×100分の164に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

- ・業績給は、月例支給額×100分の283×100分の30×経済産業大臣の評価結果に則した割合(上記②参照)＋月例支給額×100分の283×100分の70×役員としての業務に対する業績評価割合(上記②に準ずる)により算出した額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和6年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の161から100分の164へ、業績給における係数を100分の280から100分の283へ変更した。

理事

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

- ・基本俸給は月例支給額(825,000円)に地域付加額(165,000円)を加算して得た額としている。
- ・賞与は、(月例支給額＋地域付加額)×100分の164に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

- ・業績給は、月例支給額×100分の283×100分の30×経済産業大臣の評価結果に則した割合(上記②参照)＋月例支給額×100分の283×100分の70×役員としての業務に対する業績評価割合(上記②に準ずる)により算出した額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和6年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の161から100分の164へ、業績給における係数を100分の280から100分の283へ変更した。

理事
(非常勤)

役員報酬規程に則り、非常勤役員手当を支給することとしており、非常勤理事の非常勤役員手当は月額361,000円としているが、該当者はいない。

なお、令和6年度において、非常勤役員手当の改定は行っていない。

監事

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

- ・基本俸給は月例支給額(747,000円)に地域付加額(149,400円)を加算して得た額としている。

- ・賞与は、(月例支給額＋地域付加額)×100分の164に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

- ・業績給は、月例支給額×100分の283に、評価結果がB評価である場合の割合(上記②参照)を乗じて得た額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和6年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の161から100分の164へ、業績給における係数を100分の280から100分の283へ変更した。

監事

(非常勤)

役員報酬規程に則り、非常勤役員手当を支給することとしており、非常勤
監事の非常勤役員手当は月額140,000円としている。
なお、令和6年度において、非常勤役員手当の改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額					就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
A理事長	千円 22,829	千円 13,320	千円 6,845	千円 2,664	2,664 (地域付加額)			※
A副理事長	千円 17,881	千円 11,472	千円 4,115	千円 2,294	2,294 (地域付加額)			◇
A理事	千円 17,626	千円 9,900	千円 5,491	千円 2,235	1,980 (地域付加額) 255 (通勤手当)			※
B理事	千円 15,185	千円 9,900	千円 3,149	千円 2,136	1,980 (地域付加額) 156 (通勤手当)			◇
C理事	千円 16,726	千円 9,900	千円 4,527	千円 2,299	1,980 (地域付加額) 319 (通勤手当)			◇
D理事	千円 15,512	千円 9,900	千円 3,552	千円 2,060	1,980 (地域付加額) 80 (通勤手当)			※
E理事	千円 16,815	千円 9,900	千円 4,683	千円 2,232	1,980 (地域付加額) 252 (通勤手当)			※
F理事	千円 17,119	千円 9,900	千円 5,087	千円 2,132	1,980 (地域付加額) 152 (通勤手当)			※
A監事	千円 13,982	千円 8,964	千円 3,055	千円 1,963	1,792 (地域付加額) 171 (通勤手当)			※
C監事 (非常勤)	千円 1,680	千円 1,680	千円 0	千円 0				
B副理事長	千円 2,245	千円 0	千円 2,245	千円 0				◇
G理事	千円 1,736	千円 0	千円 1,736	千円 0				※
H理事	千円 863	千円 0	千円 863	千円 0				◇
I理事	千円 1,736	千円 0	千円 1,736	千円 0				◇
B監事	千円 503	千円 0	千円 503	千円 0				※

注1:報酬(給与)、賞与、その他(内訳)の端数を千円未満切り捨て処理後に総額を表示。

注2:賞与には業績給を含む。

注3:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、総額を記入している。

注4:「地域付加額」とは民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注5:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

当機構は対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援や、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することが求められる。

理事長には、当機構を代表して組織を運営する責務に加え、国際機関や国内外要人との会談・折衝のために必要な知識と経験、語学力や交渉力等の能力、通商政策や国内外情勢への精通等が求められる。

報酬水準として国家公務員指定職を考慮している。なお、当機構と同程度の規模の民間企業の報酬等は以下のとおり。

令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の副社長の年間報酬額は、34,692千円である。

副理事長

令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の専務取締役の年間報酬額は、27,332千円である。

理事

令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の常務取締役の年間報酬額は、23,073千円である。

理事
(非常勤)

該当者なし

監事

令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の取締役の年間報酬額は、17,738千円である。

監事
(非常勤)

監事(常勤)の年間報酬額を踏まえ、勤務日数を勘案した報酬水準としている。

【主務大臣の検証結果】

当該機構の役員には、組織を運営する責務に加え、国際機関や国内外要人との会談・折衝のために必要な知識と経験、語学力や交渉力等の資質、通商政策や国内外情勢への精通等が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。また、役員報酬には、主務大臣の業績評価が反映される制度となっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。

当該機構においては、報酬等の支給の基準について、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、支給水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	千円 該当者なし	年	月			
副理事長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 5,003	年 4	月 0	令和5年9月30日	1.2	※
監事	千円 3,770	年 4	月 0	令和5年6月27日	1.0	※

注1:端数を千円未満切り捨て処理後に総額を表示。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長	該当者なし
理事A	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルール」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績の評定を用いて算定した結果、経済産業大臣が業績勘案率を「1.2」と決定した。
監事	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルール」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事の業績勘案率「1.0」を基本として経済産業大臣が決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給の仕組みについては、上記1. ②のとおり。